

共同活動における安全管理の徹底について

前号まるごとだより第51号に引き続いて、県内において発生した、共同活動中の事故についてご報告します。充分にお気をつけ下さい。

対象施設：獣害柵（施設管理者：地元管理者）

活動内容：獣害柵の保守点検

被災者：70代男性

被災状況：右上下肢の挫創（全治2週間）

事故状況：・山際にある獣害柵の点検を行うため現地に向かっていった際に、急傾斜であったため足を滑らせて転倒
・事故後、病院に向かい診断を受け、右上下肢の挫創（全治2週間）の診断
・治療は、組織が加入している保険で対応
・救急車の要請無し

発生要因：急斜面で表面が硬く、また砂利・枯葉などがあり滑りやすい状態であった

再発防止：・今回事故が発生した場所は急傾斜となっており危険であるため、組織内で合意形成を図ったうえで、施設の適正管理として、獣害柵の出入口に階段を設置し、事故の再発防止に努める
・傾斜地での作業の際は足元の滑り止め装備の装着を検討する
・作業の管理者は作業場所の人員配置の際に、年齢や作業経験等を踏まえて十分な配慮を行う
・作業者は、周囲の状況を十分に確認し、安全を確保しながら作業を行う

不測の事態に備え活動組織として保険に加入してください。

保険料は本交付金から支出できます

保険加入の際の条件の確認

作業に対する日当が出るか

作業で機械（草刈り機を含む）を使用するか

・・・等のまるごとの共同活動の条件が加入しようとする保険でも補償されるかを保険会社の担当の方に確認してください

まるごとの活動中に自転車で人に怪我をさせたり物を壊したりした場合、個人が加入されている保険が使えないことがあるようですので、補償内容を確認の上必要に応じ、まるごと組織として活動中の自転車事故も対象となる保険への加入を検討してください。



お知らせ

まるごとの活動の参考となるDVDを無料で貸し出ししています。

DVD

NO.2「草花を活かして景観づくり」
《みんなでつくろう！花咲く田畑と香るあぜ道》

NO.3「水路を活かして生態系保全」
《田んぼと水路を生きものたちのゆりかごに！》

NO.4「共同活動でムラを一つに！」
《「長寿命化」で豊かな農地・水・環境を後世へ》

NO.5「水路を長持ちさせるには？」
《簡易補修の基礎と点検・診断》

NO.6「水路の簡易補修マニュアル」
《簡易補修のポイントと実際》

【多面的機能支払支援シリーズ】

第1巻「みんなで草刈り編」
《この手があった！ラクに安全に草刈り作業を共同で進めるときの工夫・アイデア》

第2巻「機能診断と補修編」
《水路・農道など農業用施設を守り方》

第3巻「多面的機能の増進編」
《田んぼダム・ピオトープ・虫送りなどを地域の人たちと》

第4巻「景観形成と環境保全編」
《花の植栽・グランドカバー・外来種の駆除》

第5巻「地域のつながり強化編」
《女性・子ども・定年退職者・非農家の参加を促す共同活動》

「雑草管理の基本技術と実際」

第1巻 雑草管理の基本と雑草の実際

第2巻 田んぼ・あぜの雑草

第3巻 畑の雑草

第4巻 土・作物・景観もよくなる農家の工夫

ご希望の方は推進協議会事務局までご連絡ください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症は、今春にも現在の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移項するようです。私たちの生活も「ウィズコロナ」「アフターコロナ」へと様変わりしていきますが、「正しく恐れて」お互いに感染しないように心がけていくことが大切だと思います。（A.W）

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

本協議会は、活動組織への支援として技術研修会の開催や情報発信などを行っています。書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

<https://shiga-nouson-marugoto.com>

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

農村まるごと 検索



まるごとだより 第52号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



目次

『農村まるごと保全地域研修会』を開催しました

お忘れではありませんか？『地域資源安全管理構想』の策定と提出

共同活動における安全管理の徹底について

発行 (2023.3)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

〒521-1224

東近江市林町601番地
水土里ネット滋賀内

電話 0748-42-4806

FAX 0748-42-5574

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

『農村まるごと保全地域研修会』を開催しました

令和4年12月11日(日)に高島市の藤樹の里文化芸術会館での開催を皮切りに、各農業農村振興事務所管内ごとに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとりながら研修会を開催し、当日参加できない方のために『YouTube』で録画の配信も行いました。ご参加いただいた皆様、お忙しい中ありがとうございました。

あわせて、各会場で『田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール』の優秀作品の展示を行い、参加者の皆さんにご鑑賞いただきました。

なお、湖北農業農村振興事務所管内での開催は、大雪による警報発令の予報があったため、参加者の安全を確保するべく、やむなく中止の判断をさせていただきました。以下に、研修会の模様の写真を掲載します。



東近江地域研修会の様子

甲賀地域研修会での絵画展示の様子

お忘れではありませんか？『地域資源保全管理構想』の策定と提出

【地域資源保全管理構想とは】

地域資源（農用地・水路・農道など）の適切な保全管理に向けた推進活動を通じて、5年後、10年後の集落の将来像（農業者の年齢構成等）を思い描きながら、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動や方策をとりまとめるものです。活動期間中（5年間）に策定する必要があります。万一、策定提出されなかった場合は、認定期間の初年度に遡って交付金の返還を求められます。

【記載する項目】

1. 地域で保全していく農用地および施設

- (1) 農用地・・・田 a、畑 a、草地 a、遊休農地 a
 (2) 水路、農道、溜池・・・水路 km、農道 km、ため池 ヶ所
 (3) その他施設等・・・上記以外に保全管理していくべき施設
記入例) 鳥獣害防止柵 km、防風林 km、揚水ポンプ 台 等々

活動計画書（様式1-3号）の、『2.実施区域内の農用地、施設』に記載の「協定農用地面積又は認定農用地面積」を記入。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
記入例) 遊休農用地の発生状況や農用地の畦畔や法面の点検、診断を毎年 月、月に実施し、その結果に基づき遊休農用地の保全管理や畦畔の再構築、法面の初期補修、暗渠排水の清掃等を実施する。
 畦畔・農用地法面の草刈を年 回、月、月、月・・・に行う。
 (2) 水路、農道、ため池について行う活動
上記(1)を参考に「水路」・「農道」・「ため池」について各々記載してください。
 (3) その他施設について行う活動
記入例) a 鳥獣害防止柵：毎年4月と9月に全線にわたり点検し、補修を行う。
 b 防風林：毎年10月に倒木などの点検し、必要に応じて抜根、枝打ち、補植を行う。
 c 揚水ポンプ：毎年2月に試運転を行い、保守点検を行う。

活動計画書（様式1-3号【別紙1】）に記載の「点検」、「機能診断」、「実践活動」の内容を具体的に記入。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
 組織の構成員
 「別紙 構成員一覧」のとおり
 意思決定方法
記入例) a 毎年、3月に役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動（案）を作成し、4月の総会で構成員の了解を得る。
 b 毎年、1月に役員会と構成員（構成団体）とで個別に話し合いを行い、意見をまとめたうえで、総会に諮りその年の活動内容を決定する。

(2) 構成員の役割分担

農用地について行う活動

- 記入例)** 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

水路、農道、ため池について行う活動

- 記入例)** 【水路 開水路】
 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

- 【水路 パイプライン】
 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）



《次ページに続く》

【農道】

- 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

【ため池】

- 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

その他施設について行う活動

記入例)

【鳥獣害防止柵】

- 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

【防風林】

- 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

【揚水ポンプ】

- 集落営農組織
 担い手農家
 土地持ち非農家
 自作小規模農家
 非農家（一般住民）

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

記入例) 集落の実情に合った記入例を参考にして下さい。

【人・農地プランを作成されている場合】

別添 平成 年 月作成の「人・農地プラン」のとおり

【人・農地プランを作成されていない場合】

地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の担い手となる中心経営体を定める。

《既存の集落営農組織がある場合》

既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（ 営農組合）に参画することで組織を強化する。

(2) 農地の利用集積

記入例) 集落の実情に合った記入例を参考にして下さい。

【人・農地プランを作成されている場合】

別添 平成 年 月作成の「人・農地プラン」のとおり

【人・農地プランを作成されていない場合】

地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の農地利用のあり方や農地の利用集積方針を定める。

《既存の集落営農組織がある場合》

既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（ 営農組合）に利用集積することで利用調整（集積・集約）する。

この場合、「人・農地プラン」の写しの添付が必要です。

この場合、「人・農地プラン」の写しの添付が必要です。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

注1：ため池やその他施設等は該当が無い場合、項目を削除して下さい。

注2：前期（5年間）において提出された場合であっても、記述内容を再度協議の上、見直しを行い、今期における構想を策定して提出する必要がありますのでご注意ください。

『地域資源保全管理構想』の様式は、推進協議会のホームページに掲載しています。

<https://shiga-nouson-marugoto.com/form/>

『地域資源保全管理構想』は、総会等構成員の皆さんが集まる場において内容の承認を得る必要がありますので、令和5年度で活動期間の最終年（5年目）を迎える組織のうち、年度当初に総会等開催を予定している場合は、承認のための案文の作成を急いで下さい。